

【様式1】

味真野小学校 いじめ防止基本方針

平成26年4月1日 策定

令和8年4月1日 改訂

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気を持って行動できる人として育てることを重視します。
- (2) 本校は、すべての児童が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- (3) 本校は、児童が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、市町、市町教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義と判断

「いじめ」とは当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指します。「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

3 いじめの防止等のための具体的取組み

- (1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

○ほめて伸ばす教育

児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、児童同士が互いのよいところを認め合う人間力を高めます。

○人権教育の推進

人権教育を計画的に進め、発達障害のある児童への理解等、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てます。

○体験活動の推進

集団宿泊体験やボランティア活動等を通して児童の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てます。

○道徳教育の推進

発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学ぶ心、感謝の心を育てます。

(2) 学校評価への位置づけ

○いじめの防止等のための取組みに係る項目を学校評価に位置づけ、次の点を学校評価の項目に加え、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善に努めます。

・ほかの子を尊重し、仲良く助け合おうとする児童【90%以上】

(3) いじめの未然防止

○「いじめ対策委員会」の設置

いじめ対策について、指導の方策を協議し、具体的な活動を計画、実践します。

○授業改善

すべての児童にとって、分かりやすい授業のあり方について、公開授業や授業研究を行い、児童が楽しく学べる教育に努めます。

○いじめの起きない学校・学級づくり

縦割り班活動や異年齢交流活動を行い、児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や児童が主体となって互いに認め合い励まし合う「絆づくり」を進めます。

○児童の主体的活動の充実

学級活動や児童会活動等を活用して、児童の主体的な活動によるいじめ防止等の取組みを推進します

○いじめを許さない 気運醸成

普段から集団全体にいじめを許さない気運醸成を図るなど、児童生徒が傍観者にならないように、具体的な行動を起こすことや児童生徒同士で支え合うことができる環境づくりに努めます。

○開かれた学校

「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報をHPなどで積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。

○インターネットや情報機器に関する指導

インターネットや情報機器（スマートフォン・携帯電話・タブレット・ゲーム機等）の利用について、学校独自のルールづくりを通して、児童や保護者が危険性や注意点等を考える機会を設けます。また、国の「教育の情報化に関する手引き」等を活用し、情報モラル教育の充実に努めます。

○特に配慮が必要な児童への支援、指導

発達障害を含む、障害がある児童に対しては、個々の児童の障害の特性への理解を深め、当該児童のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行います。

○SOS の出し方に関する教育

援助希求行動（身近にいる信頼できる大人に SOS を出すこと等）ができるための教育を行います。

(4) いじめの早期発見

○積極的ないじめの認知

児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対しても、いじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するよう努めます。

○言葉以外のサインの察知

児童生徒の「大丈夫」「何でもない」という言葉の裏に、児童生徒が真に伝えたいと思っていることが隠れていないか、本音を言語化できていないのではないかなど、立ち止まって考えることにより、いじめ等の早期発見に努めます。

○自己チェックの活用

児童が日々の生活を振り返るための自己チェックを行い、それを学級担任が確認することにより、いじめ等の早期発見に努めます。

○アンケートの実施

定期的にいじめの実態調査を行い、いじめ等の問題の早期発見に努めます。

○教育相談体制の充実

学級担任による定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取りと同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図ります。

○いじめに係る情報の記録

いじめに係る情報を適切に記録します。

○家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡等を通して、日頃から保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。

○いじめ対策委員会への報告

いじめを発見し、または相談を受けた場合、速やかにいじめ対策委員会に報告し、情報を共有します。

(5) いじめの事案対処

○「いじめ対応サポート班」による対応

「いじめ対応サポート班」を立ち上げ、事実を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童を守ります。

○被害・加害児童への対応

いじめを受けたあるいは報告した児童のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、適切かつ継続的な指導を行います。

○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、警察や児童相談所、学校医、民政児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じます。

○警察との連携

いじめ（SNS上のものを含むが犯罪行為として取り扱われるべき場合や重大な被害等が生じる恐れがある場合は、直ちに警察に連絡し連携して対応します。

(6) いじめの解消

○少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じて他の事情も勘案して判断します。

- ①いじめに係る行為が止んだ後、3か月を経過していること。
- ②被害児童が心身の苦痛を受けていないことについて、本人及び保護者に面談などで確認すること。

(7) いじめによる重大事態への対処（「いじめ防止対策推進法」第23条に基づく義務）

- いじめにより「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い（30日間を目安とする）」があるときは、国のいじめ防止基本方針やガイドライン等にしがたって、次の対処を行います。
- ・重大事態が発生した旨を市町教育委員会に速やかに報告します。
 - ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市町教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
 - ・市町が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ防止・不登校対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的を開催します。

(構成委員) 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、
教育相談コーディネーター

- (活動)
- ・いじめ対応サポート班等からのいじめに関する情報の集約と共有化
 - ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
 - ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
 - ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
 - ・児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
 - ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
 - ・記録の保存（保存期間：3年）
 - ・教育委員会や関係機関等との連携

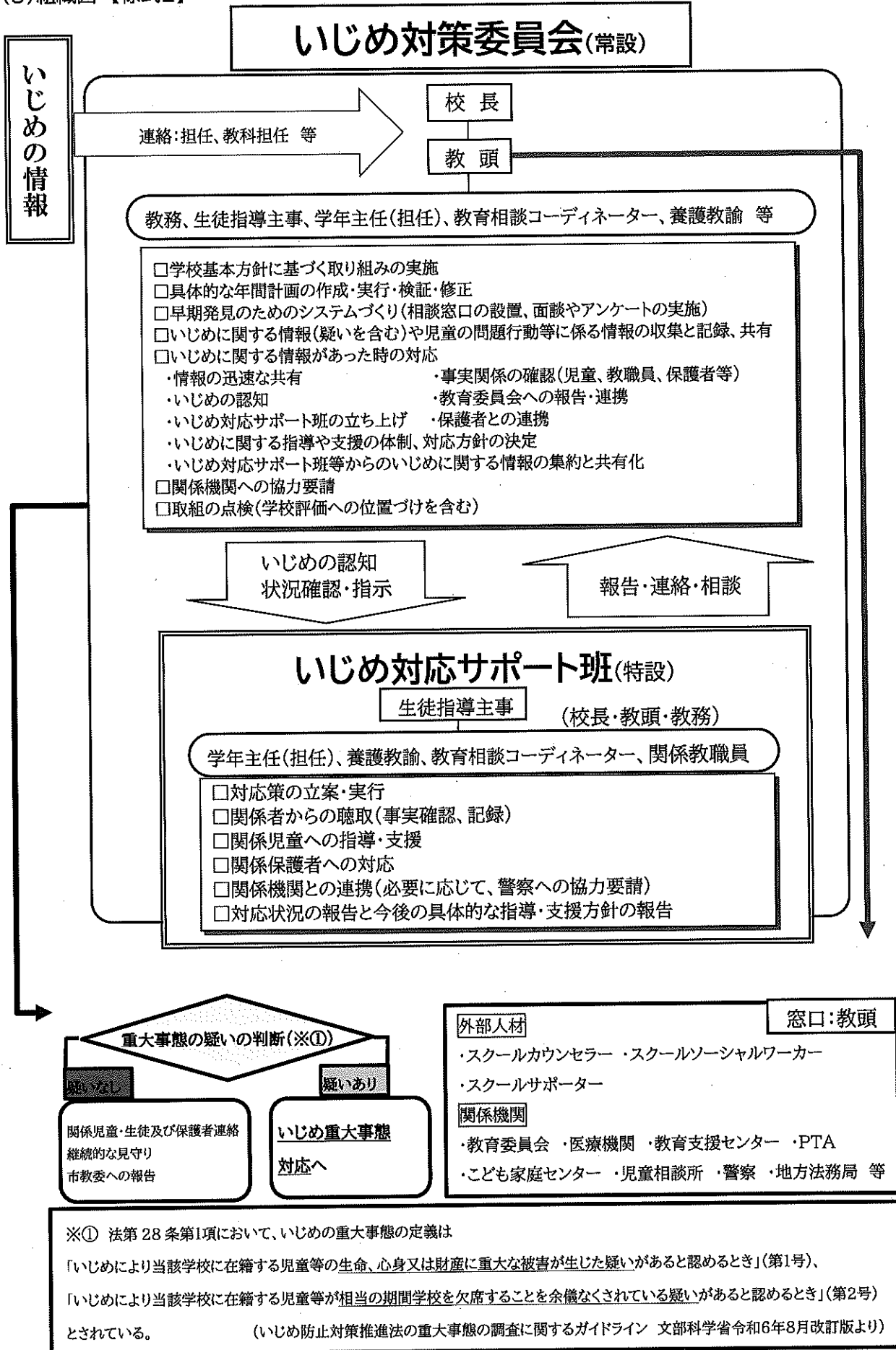
- ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
- ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
- ・学校におけるいじめ問題への取組みの点検
- ・学校評価への位置づけ、および学校いじめ防止基本方針に基づく取組みの点検

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの解決に向けた取組みを行います。

(構成員) 生徒指導主事、学年主任、担任、教育相談担当、養護教諭
 スクールカウンセラー 等

- (活動)
- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
 - ・関係者からの聴取等による情報収集、記録
 - ・いじめ対策委員会 への報告、連絡、相談
 - ・被害児童やその保護者への 継続的な支援
 - ・加害児童への指導や その 保護者への説明
 - ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー 等の専門家や警察、児童相談所等との連携



【様式3】

【いじめ対策の年間行動計画】〔4～6月〕

味真野小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
4 月	いじめ防止・対策委員会 ・基本方針確認 ・年間計画策定・周知 職員会議 ・「いじめ防止対策の推進に関する調査の結果に基づく勧告」への教員の共通理解および保護者への配付 ・児童への共通理解	学級開き 自己紹介、目標を立てる					
		一人一授業 ・分かりやすく楽しい授業づくり（年間適宜）					
		ようこそ味真野へ ・低学年交流					
5 月	いじめ対応サポート班 ・起きたときに即対応 校内研修 ・道徳教育 ・人権教育 ・読書指導 1年間全体の人権教育、道徳や読書活動の計画を作成確認	春季体験学習 ・絆づくり					
		縦割り班 活動スタート ・自主的な活動 ・絆づくり ・リーダーの存在感					
	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	縦割り班活動 茶摘み ・絆づくり ・郷土愛				縦割り 体育大会計画 ・コミュニケーション力育成 ・自主的な計画	
縦割り活動 体育大会 ・絆を強める							
6 月	授業研究 ・授業改善 ・学習規律 子どもの居場所、絆づくりを意識した授業の在り方を公開授業の形式で実施、全員が公開	Q-Uの実施 ・学級満足度の実態把握					
		家庭訪問 ・情報収集					
	いじめ防止・対策委員会 ・定期的に状況把握	生活アンケートの実施・自己の振り返り					
教育相談週間 ・児童理解							

[7~9月]

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
7月	<p>いじめ防止・対策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に状況把握 ・1学期の反省 ・夏季休業前指導 <p>保護者会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報や意見収集 	縦割り班活動 児童集会 ・絆づくり					
8月	<p>いじめ防止・対策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1学期の反省等をもとにした振り返り ・2学期に向けて <p>↓</p> <p>職員会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重点事項確認 <p>いじめに関する校内研修会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1学期の反省 ・2学期からの取組み ・教員の意識点検 	家庭での読書 ・親子読書等					
9月	<p>情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2学期の取組み等 <p>↓</p> <p>HP や通信等で</p> <p>いじめ防止・対策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に状況把握 	<p>校区内見回り ・児童の状況把握</p> <p>修学旅行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主的計画 ・運営 ・コミュニケーション活動の工夫 					

[10~12月]

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
10月	<p>いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握</p>	<p>校外学習 ・絆づくり</p>				<p>宿泊体験学習 ・絆づくり ・自主的活動</p>	
11月	<p>人権教育 ・人権週間に関する校内研修会</p> <p>いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握</p>	<p>マラソン大会 ・苦しさのうち勝つ。・友達のがんばりを認める。</p> <p>学習発表 ・みんなと協力する・個性を発揮する ・自分に自信を持つ・他学年の良さを認める</p> <p>生活アンケートの実施 ・自己の振り返り</p> <p>教育相談週間 ・児童理解</p> <p>人権週間 チェックシートでの振り返り</p> <p>人権教育「ありがとうの虹」</p>					
12月	<p>いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握</p> <p>いじめに関する校内研修 ・2学期の反省 ・1学期末との比較</p> <p>保護者会 ・情報や意見収集</p>	<p>おもちゃランド(1) ・低学年交流</p>				<p>5年 保健 ・心の健康</p>	<p>縦割り班活動 児童集会 ・絆づくり ・リーダーシップの発揮</p>

[1~3月]

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
1月	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;"> いじめ対策委員会 ・ 2学期の振り返り ・ 3学期に向けて ↓ 職員会議 ・ 重点事項確認 </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 情報発信 ・ 3学期の取組み等 </div>	おもちゃランド(2) ・ 低学年交流					中学校へ 向けて ・ 新たな 絆づくり ・ 心の持 ち方 ・ 体験授 業
2月	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;"> いじめ対策委員会 ・ 定期的に状況把握 </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> いじめ対策校内研修 ・ 本年度の反省と成果 ・ 年間での比較 </div>	縦割り班活動 ・ 絆づくり ・ リーダーシップの発揮					
		新入生交流会 ・ 新たな絆 づくり					
		生活アンケートの実施 ・ 自己の振り返り					
3月	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;"> いじめ対策委員会 ・ 年度の振り返り ・ 新年度に向けて計画見直 し ↓ 職員会議 ・ 課題確認 </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 情報発信 ・ 学期の取組み等 ・ 学校評価の結果報告 </div>	6年生を送る会 ・ 感謝の心 ・ 次学年への自覚					校内 奉仕活動 ・ 学校と 地域に 感謝して
		学級活動 ・ 今年の反省と次年度の目当て					